

生産性向上・職場環境整備等支援事業 のご案内



人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を支援することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とした補助金です。



交付申請期間

1次募集 令和7年 **9月1日** (月) ～ 令和7年 **10月31日** (金)

2次募集 令和7年 **12月1日** (月) ～ 令和8年 **1月30日** (金)

※いずれか1回のみ申請可能

実績報告期間

完了後2週間以内もしくは、令和8年2月28日(土)いずれか早い日まで

※当日消印有効

申請方法

オンライン申請

がおすすめです

詳しくはこちらをご確認ください。
鹿児島県ホームページ▶▶▶



鹿児島県 生産性向上

で検索

ご希望の場合は郵送申請も可能です

※複数の交付対象となる施設等を運営する法人または個人は、施設ごとに申請してください。

補助対象施設と基準額(上限額)

①	病院・有床診療所 ※許可病床数4床以下は②	許可病床数 × 4万円
②	無床診療所・ 訪問看護ステーション	1施設 × 18万円

【①、②とも令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていること】

補助対象となる取組《令和6年4月1日～令和8年3月31日までの取組が対象となります》

【1】～【3】を複数組み合わせた場合も対象となります。

【1】ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ、業務効率化に資する医療機器やロボット
その他業務効率化につながるICT機器・ソフトウェア等 ※既存機器のランニングコストやシステム更新費用は対象外です。

【2】タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者や看護補助者などの新規雇用、既存スタッフを医師・看護師の負担軽減業務に配置転換等による人件費
人材派遣・業務委託に係る経費 ※人材派遣にかかる紹介手数料は対象外です。

【3】給付金を活用した更なる賃上げ

基本給の引き上げ、手当（各種手当の新設・増額）、一時金（特別賞与等）

※ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組みが対象。

【2】及び【3】での対象者

薬剤師/看護師准看護師/看護補助者/理学療法士/作業療法士/言語聴覚士/歯科衛生士/診療放射線技師/臨床検査技師/臨床工学技士/
管理栄養士/医師事務作業補助者/事務職員など（医師・歯科医師は原則除く、ただし40歳未満の若手医師・歯科医師は対象）

鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局

電話：050-1752-8271 開局時間 9：00～17：00(平日)
土日祝・12/29(月)～1/2(金)を除く

住所：福岡県福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8F

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/seisanseikoujou.html>





鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業 生産性向上・職場環境整備等支援事業

申請時点で取組を全て終えて「いる」場合

交付申請と
実績報告

交付決定と同時に
補助金額を確定

補助金請求

事務局から
補助金を交付

申請時点で取組を全て終えて「いない」場合

交付申請

交付決定

補助対象
となる取組
※交付決定前に行った取組も、補助対象となります。

実績報告

補助金
請求

事務局から
補助金を交付

※概算払いをご希望の場合は交付決定後、申請手続きを行ってください。
(交付決定額の5割以内、事業者につき1回まで)

Q&A

Q1.消費税は対象経費に含まれますか。

A.消費税は対象経費に含まれません。本県では一律に消費税に相当する金額を除いた経費を補助対象とします。

Q2.交付申請額の算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれますか。
また、いつの時点を基準としますか。

A.交付要綱制定日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。また、休床中の病床数も含みます。

Q3.他の補助金と重複して申請することはできますか。

A.他の補助事業により実施する取組に対して本補助金を充当することはできません。

Q4.実績報告時に領収書等の添付は必要ですか。

A.補助対象期間における取組であることを確認するため、領収書、納品書、雇用契約書、給与明細等、補助金申請額の根拠となる補助対象費の支払いが確認できる書類をご提出ください。なお、事業内容にかかわらず、証拠書類の原本は補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間（令和13年3月31日まで）保管してください。

Q5.交付決定を受ける前に実施した取組であっても申請できますか。

A.令和6年4月1日以降に実施した取組であれば申請できます。

Q6.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども補助対象となりますか。

A.本事業により導入した機器に係るランニングコストは対象となりますが、既存機器のランニングコストやシステム更新費用は対象外となります。（詳しくは事務局までお問合せください。）

Q7.法定福利費等の事業主負担の増加分は「補助金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。また、ベースアップ評価料の取り扱い時と同様に事業主負担分を一律に16.5%として扱ってもよろしいでしょうか。

A.単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。また、補助額の83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。

鹿児島県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局

電話：050-1752-8271

開局時間 9:00～17:00(平日)
土日祝・12/29(月)～1/2(金)を除く

住所：福岡県福岡市中央区天神1-14-4 天神平和ビル8F



<https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/seisanseikoujou.html>